

# 社会福祉施設で働く皆さまへ



## 労働安全衛生のポイント

### ～ 労働災害を防止するために ～



労働災害防止は事業者の責務です。

社会福祉施設の安全衛生水準の向上と労働災害防止のために次のことを行いましょう。

- 安全衛生管理体制
- 4S活動
- 危険予知活動(KY活動)
- 見える化
- 腰痛予防対策



## 1 安全衛生管理体制

自主的な安全衛生管理をすすめ労働災害防止対策を着実に実施するためには、管理体制の要である衛生管理者や産業医などが適切に選任され、定められた職務を確実に実施することが必要です。

また、職場の安全衛生管理体制を作りあげるのは、事業場の従業員全員が協力して安全衛生活動を進めていくためにも必要です。

### ☆ 安全衛生推進の重要な柱 ☆

#### ● トップの姿勢

職場の安全衛生はまず、「働く人、誰一人ケガをさせない」という経営トップの厳しい経営姿勢から活動が始まります。

#### ● 管理者による実践

管理者である施設長、課長、係長、責任者(リーダーなど)が業務の中に安全衛生を一体のものとして組み込んで、率先垂範して実践します。

#### ● 職場自主活動の活性化

一人ひとりが危ないことを危ないと気付き、自主的、自発的に安全行動をとります。



事業場規模別安全衛生管理体制

業種	社会福祉施設 (労働安全衛生法施行令第2条第3号の業種)
規模 (労働者数)	
50～999人 ※	<p>事業者</p> <p>↓</p> <p>衛生管理者      産業医</p> <p>↓</p> <p>安全推進者</p> <p>↓</p> <p>衛生委員会</p>
10～49人 ※	<p>事業者</p> <p>↓</p> <p>衛生推進者      安全推進者</p> <p>↓</p> <p>安全衛生懇談会の実施など 労働者の意見を聴く機会を設けること</p>
1～9人	<p>事業者</p> <p>↓</p> <p>安全衛生懇談会の実施など 労働者の意見を聴く機会を設けること</p>

※平成26年3月に策定された「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づき、常時使用する労働者数が10人以上の事業場は安全推進者を配置することになりました。

## 2 4S活動(4Sとは・・・整理・整頓・清掃・清潔)

「転倒災害」や「転落災害」の防止に効果のある活動として、4S活動があります。

### ① 整理 ⇒ 必要な物と不要な物を分けて、不要な物を処分すること

- 【進め方】
- ① 不要な物の廃棄基準、判断がつかない物の要不要を判断する責任者を決める。
  - ② 4Sゾーン(区域)ごとに、所属従業員全員が掃除し、不要な物を廃棄する。(定期的に行う)
  - ③ 施設長が定期的に巡回して整理の状況をチェックする。
  - ④ チェック結果により改善し、必要に応じ廃棄基準を見直す。



### ② 整頓 ⇒ 必要なときに必要な物をすぐ取り出せるように、分かりやすく安全な状態で配置すること

- 【進め方】
- ① 現状を把握する(置く物、置き場所、置き方、使用時の移動距離)。
  - ② 置く物の種類、置き場所、必要数量を決定する。(種類・量とも絞り、移動距離を短くすること)
  - ③ 場所ごとの管理担当者を決める。
  - ④ 取り出しやすく、しまいやすい置き方を決める。
  - ⑤ 定期的にチェックし、必要に応じ改善する。



### ③ 清掃 ⇒ 身の回りをきれいにして、衣服や廊下のゴミや汚れを取り除くこと <作業スペースや廊下が汚れていたり、濡れていると滑りやすくなるので、清掃を励行しましょう>

### ④ 清潔 ⇒ 整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生的で、快適な職場環境を維持すること



4Sとは、職場の仕事に、必要な物だけが置かれ、必要な物がいつも同じ場所にあり、必要な物が汚れない状態であり、いつ見ても職場がその状態であって作業員の身体や服装がきれいであるかという状態にあるようにする活動のことです。

特に社会福祉施設では、物につまづいての転倒や床面がぬれていて滑っての転倒災害が多く、整理、整頓と清掃、清潔は必須です。

さらに、利用者等保健衛生の面から手洗いなどの清潔も重要です。

4S活動は、職場を単にきれいにするという表面的なことではなく、作業員と利用者の安全と健康を守り、そして作業効率を向上させる教育プログラムであって、この好ましい状態を維持することなのです。



### 3 危険予知活動 (KY 活動)

不安全行動による災害防止に有効な日常の活動として、危険予知活動があります。

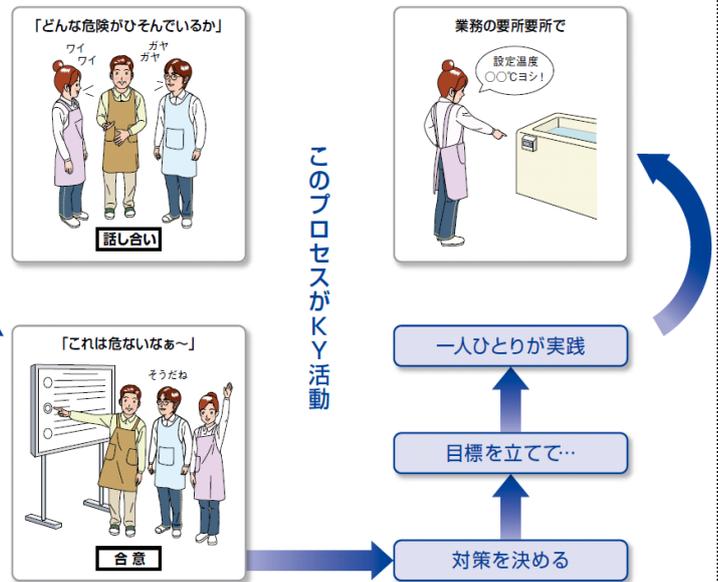
#### 危険予知活動 (KY 活動) とは・・・

人間は誰でも、つい「ウっかり」したり、「ボンヤリ」したり、**錯覚**をします。横着して**近道**や**省略**をします。このような人間の行動特性が誤った動作などの不安全行動（ヒューマンエラー）をもたらし、事故・災害の原因となります。これらは、**通常の慣れた業務で起こりがち**です。

事故・災害を防止するには、業務を始める前に、「**どんな危険が潜んでいるか**」を職場で話し合い、「**これは危ない**」という危険のポイントについて合意します。そして、その危険のポイントについて対策を決め、行動目標や指差し呼称項目を設定し、一人ひとりが指差し呼称で**安全衛生を先取り**しながら業務を進めます。このプロセスが KY (K = 危険・Y = 予知) 活動です。

なお、KY 活動推進に必要な手法を習得するための危険予知訓練を KYT (T = トレーニング) と呼んでいます。

#### みんなで安全「先取り」の話し合い



作業名：窓拭き

作業状況：脚立を使って窓拭きをしています。

どのような危険が潜んでいるでしょうか？

イラストを見て考えられる危険を出し合います (現状把握)

**危険のポイント (本質追究)**

- 1 脚立から離れた窓を拭こうと身を乗り出したため、脚立がぐらついてよろけて落ちる
- 2 脚立から降りる時に、バケツの縁に足を乗せてしまい転ぶ
- 3 窓の棧に片足を掛けて窓を拭こうとした際、バランスを崩して脚立から落ちる

**あなたならどうする (対策樹立)**

- 1-① 脚立を正面に置く
- 2-② 脚立の反対側に昇る
- 3-③ 脚立をこまめに動かす

**私たちはこうする (目標設定)**

**脚立を使って窓拭きをする時は、脚立をこまめに動かして行おう ヨシ！**

指差し唱和で確認し、タッチ・アンド・コールでKYTを締めくくりましょう



## 4 安全の見える化

日々、何気なしに職場で働いていると、危険な箇所は気づきにくいものです。「安全の見える化」は、職場に潜む危険を写真などにより、目に見える形にすることによって効果的に安全活動を展開する取組です。誰でも参加することができ、中小企業でも、また、業種に関係なく取り組みます。

日頃取組んでいる安全活動を見える化することにより、労働者の安全意識が高まり、また他の監督者・指揮者からも安全な作業の遂行状況が明確になり、ひいては更なる取組の活性化に繋がります。

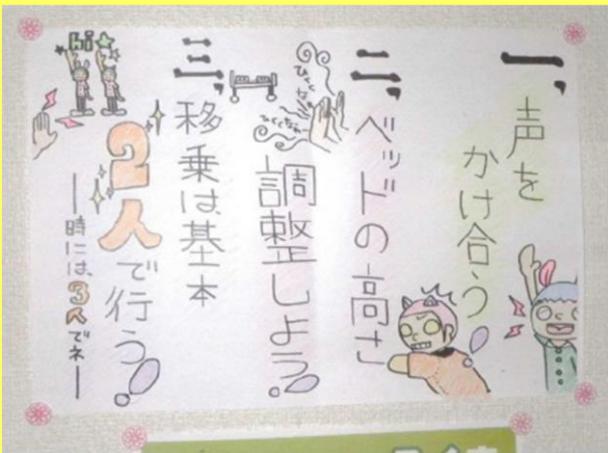


階段と廊下の交差部にカーブミラーを設置して、出会い頭の接触を防止している。



階段に通行区分を明示するとともに、事故が起こりやすい最後の3段にカウントダウンの表示をして、注意喚起を行っている。

出典：大阪労働局「安全の見える化」事例集



介護ヘルパーが、腰痛防止に係るポスターを手作りで作成し、掲示している。手作りの方が活字より親しみがあり、目につきやすく、記憶に残る効果がある。



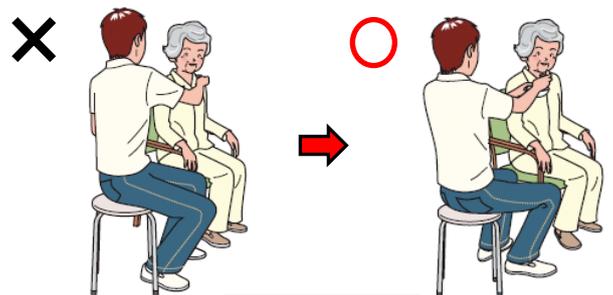
階段を「安全の見える化」した一例

- ・踏面に反射テープ貼付
- ・足下照明設置
- ・一時停止表示
- ・左右確認表示
- ・階段通行時の注意表示

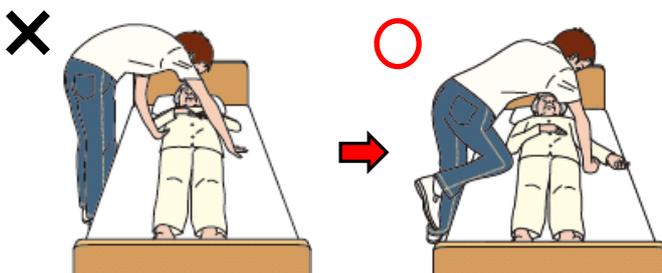
## 5 腰痛予防対策

### (1) 腰痛とは

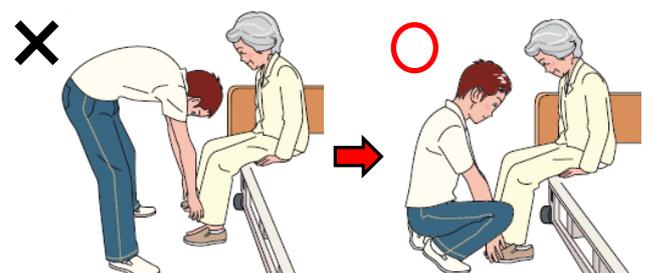
「腰痛」とは病気の名前ではなく、腰部を主とした痛みや張りなどの不快感といった症状の総称です。一般に座骨神経痛を代表とする脚の痛みやしびれを伴う場合も含まれます。腰痛は誰もが経験する痛みです。介護・保育では、前かがみ・中腰での作業や腰のひねりなどを長く保つ作業が多くなり、重量の負荷、姿勢の固定、前屈等の不自然な姿勢で行う作業の繰り返しは腰痛の発生原因となっています。特にできるだけ抱え上げない工夫が必要です。



腰をねじらない



利用者に身体を近づけて作業する



腰を落として作業する

## (2) 腰痛を防ぐには

腰痛を防ぐためには、

- ・ 福祉機器の利用により作業者の負担を軽減する方法
- ・ 適切な作業方法を定めて、無理な動作や姿勢を防ぐ方法

などが知られていますが、それ以外にも、同一姿勢で滞った血流の改善、柔軟性のアップ、筋力のアップに加えて筋力の強化や柔軟性を向上させる「ストレッチ」も効果的です。



スライディングボード

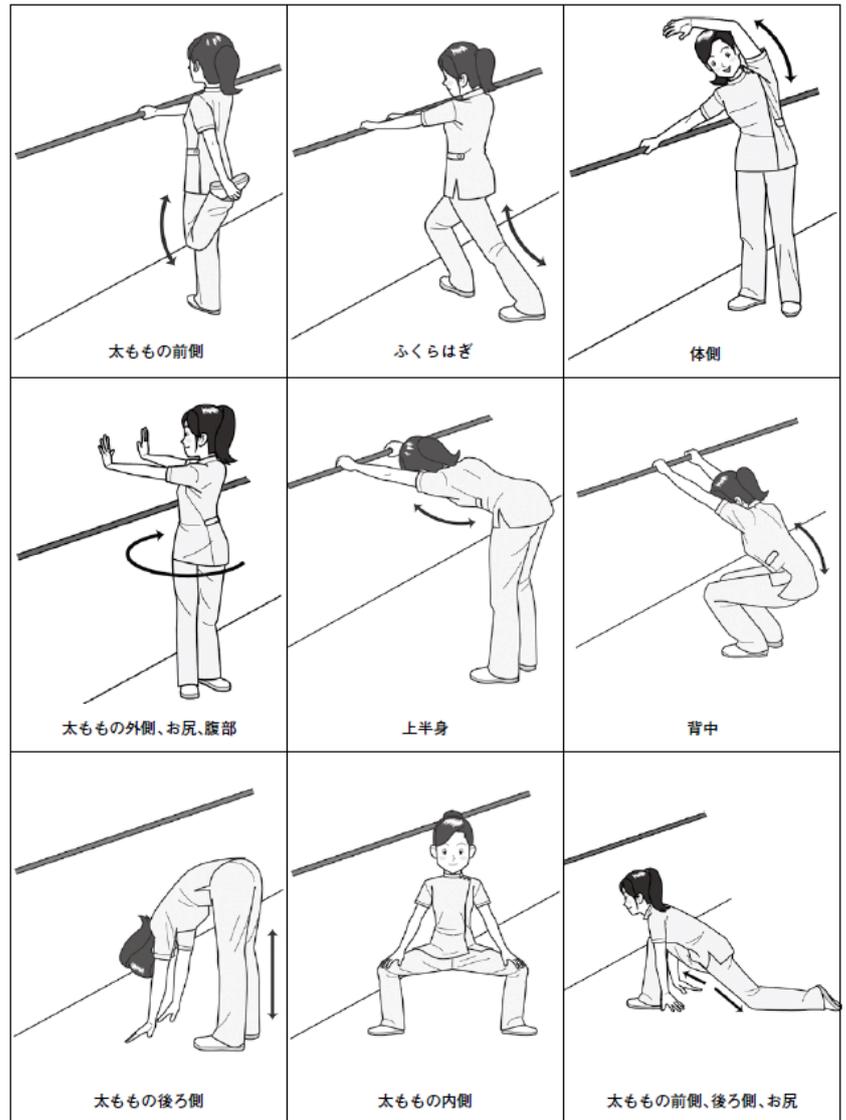


設置式リフト



スタンディングマシン

## ストレッチングの例



## (3) 職場における腰痛予防対策指針（平成 25 年 6 月）

宮崎県内の社会福祉施設における休業 4 日以上労働災害の中で、3 人に 1 人が職場の腰痛による負傷です。全国的に見ても、社会福祉施設での腰痛発件数は大幅に増加しています。

そこで、厚生労働省では平成 25 年 6 月に「職場における腰痛予防対策指針」を改訂し、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げ、腰に負担の少ない介護方法などを加えました。

詳しい内容は、厚生労働省のホームページでご確認ください。

厚生労働省では、ホームページで下記の安全衛生リーフレットを公開していますのでご利用ください。

- 社会福祉施設における危険の「見える化」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000069511.html>
- 社会福祉施設における安全衛生対策 ～腰痛対策・KY 活動～  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075093.html>
- 高齢者介護施設における雇い入れ時の安全衛生教育マニュアル  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000153896.html>

